

**関越自動車道高架下活用施設建設懇談会
第三回 高齢者センター部会 会議要旨**

1 開催日時

平成25年10月23日(水) 午後2時～4時

2 開催場所

練馬区立東大泉中央地域集会所 集会室1・2

3 出席者

(1) 委員(出席委員9名 敬称略)

榎本ムツコ、大島光昭、大湊正男、長井正夫、中村和子、西和彦、野崎延江、
面来光子、山崎裕康

(2) 区等

福祉部長、高齢社会対策課長、事務局(高齢社会対策課職員)
設計事務所(株)I N A新建築研究所)

4 傍聴者

2名

5 議題

(1) 諸室の配置について

(2) 外構の配置について

(3) その他

6 配付資料

(1) 次第

(2) 資料1 高齢者センター部会委員名簿

(3) 資料2 (仮称)大泉高齢者センター諸室配置図(素案)

(4) 資料3 (仮称)大泉高齢者センター西側外構配置図(素案)

(5) 資料4 (仮称)大泉高齢者センター東側外構配置図(素案)

(6) 資料5 (仮称)大泉高齢者センター建物断面図(素案)

(7) 資料6 高齢者センター部会 委員意見まとめ

7 会議要旨

【配付資料確認】

議 題

(1) 諸室の配置について

【資料2に基づき、事務局から、諸室のレイアウトについて、第二回部会時の意見を踏まえた修正内容等について説明】

修正内容

- 西棟 -

パソコンコーナーを配置し、代わりに娯楽室を東棟へ移動した。

リラックス・図書コーナーにて畳敷きを想定した小上がりコーナーを設けた。

リラックス・図書コーナーおよびパソコンコーナーは天井までの壁で区切らず、開放的な空間とした。

室内面積を広く確保することを優先するため、南側プロムナードに面した位置に縁側を設ける案を取りやめた。

西棟は、入口に履替コーナーを設け、靴を脱いだ形で利用する方式とした。

- 中央棟 -

管理スペースを北側にまとめ、事務室、職員休憩室、ごみ庫等を設けた。

喫茶スペース、展示スペースは一体的な用途とし、軽食と作品鑑賞等を楽しめる「喫茶・展示スペース」とした。

喫茶・展示スペースは天井までの壁で区切らず、開放的な空間とし、壁面に展示壁、展示棚を配置した。

入口から事務室受付カウンターまでの通路に視覚障害者誘導用の点字ブロックを配置した。

- 東棟 -

娯楽室を配置し、代わりにパソコンコーナーを西棟へ移動した。

渡り廊下近くに、利用者の待合場所としての用途を想定したホールを設けた。

棟内各室に、備品等を収納できる倉庫を設けた。

(委員)

西大泉敬老館では年に1・2回、演芸大会等を行っています。イベント開催を通じた利用者同士の交流の促進につながるので、(仮称)大泉高齢者センターにおいても同様の事業を行ってほしいと思います。また、実施する場合は、どの部屋を使う想定になるのでしょうか。

(高齢社会対策課長)

区も利用者同士の交流の促進は重要と考えています。部屋は、(仮称)大泉高齢者センターでは東棟の集会室が考えられます。敬老館の場合、娯楽室内で納まる規模で行っていますが、高齢者センターでは一度に大人数が利用する想定もあり、そのような場合は生涯学習センタ

一等の大きな場所を借りて行っています。本施設での運用は、開設後に利用者の意見を聞きながら対応していきます。

（委員）

利用者登録の方法や、個人利用、団体利用の仕組みは既存施設と同様ですか。

（高齢社会対策課長）

同様です。利用者登録は、利用者の管理と緊急時に備えるため必要です。個人利用、団体利用の考え方も同様で、開館時間中であれば個人、団体とも利用可能です。

（委員）

囲碁、将棋等の娯楽は多くの方が好むところです。東棟、娯楽室には必要な設備を配置してください。

（高齢社会対策課長）

娯楽室はもちろん、西棟、リラックス・図書コーナーでも利用可能とする想定です。

（委員）

他の区立施設では、75歳以上の方は無料で利用できる所もありますが、本施設では、高齢者の利用にあたり負担を軽減する仕組みはあるのでしょうか。

（高齢社会対策課長）

集会施設は利用者負担を原則としていますが、高齢者センターは位置付けが異なり、60歳以上の区民であれば個人、団体とも無料で利用可能です。ただし、喫茶スペースでの飲食や、講座等の参加に必要なテキスト代の実費等は、自己負担となります。

（委員）

介護ボランティア等の付添い者であれば、年齢に関わらず入場は可能ですか。

（高齢社会対策課長）

もちろん可能です。

（委員）

東棟の各倉庫について、資料中の扉では間口が狭く使い勝手が悪いと思います。コストとの比較検討は必要ですが、折り戸にして広く開放できる形状にする等、高齢者にとって使いやすい仕様としていただくようお願いいたします。

(福祉部長)

了解しました。

(2) 外構の配置について

【資料3、4および5に基づき、事務局から、外構のレイアウトおよび建物断面構造について説明】

外構配置の概要

- 外構配置図 -

地盤面は、南東側が一番高く、北西方向に向かって低くなる形状である。

プロムナード（遊歩道）および緑地帯は、各々幅2mを基本としている。これは、関越自動車道高架下活用施設全体、約1kmに渡り同様の形状としている。

プロムナード上には、利用者の休憩場所として一部湾曲させ、たまりの空間を設け、テーブル、ベンチやイベント情報等を掲載する掲示板を設置している。

建物から出た人の飛び出し防止、景観への配慮等のため、樹木や生垣を設けている。

- 建物断面図 -

建物床面は、地盤形状に合わせ東棟が一番高く、中央棟、西棟の順に床面が低くなっており、建物を連結する渡り廊下をスロープ状としている。

南北方向の地盤形状のため、建物床面と地盤面の高低差は、南側が少なく、北側が多い。

(委員)

渡り廊下のスロープについて、勾配1/12は福祉のまちづくり推進条例等で認められる最低基準であり、7mほどの渡り廊下全体を一本のスロープとするのは移動の負担が大きく望ましくないところです。

スロープの開始位置を渡り廊下の外まで広げ、途中にフラットな踊り場を設けて解消できないのでしょうか。

(設計事務所)

ある程度、調整可能と思います。次回までに案を検討します。

(委員)

3棟の建物床面高さを揃え、渡り廊下をフラットにすることは技術的に可能ですか。

(高齢社会対策課長)

スロープとしての基準は満たしています。しかし、基準を満たしていれば良いということではなく、使い勝手、安全性を考慮したものとすることが重要と考えています。

先ほどのようなご意見にあった、スロープの開始位置の調整や、踊り場の設置等の案を参考に、技術的にどのような方法が可能か、設計事務所と検討を進めます。

(委員)

駐輪場および駐車場は十分に確保できる見込みですか。

(福祉部長)

駐輪場は建物両端と各棟の間に計48台分設けています。駐車場は敷地西側に身体障害者用1台分、一般用8台分を設けています。

(高齢社会対策課長)

駐輪場、駐車場とも、豊玉高齢者センターに比べ多めに確保しています。

(委員)

近隣の敬老館同様、自転車で訪れる利用者は多いと思われます。

(設計事務所)

満車となった場合の代替スペースの検討は、他施設の設計とも調整しながら検討します。

(委員)

駐車場の進入路の安全性への配慮も必要と思います。施設沿道の一方通行の規制は維持されるのでしょうか。

(高齢社会対策課長)

その予定です。

(委員)

中央棟、出入口前のプロムナードが狭いように感じます。湾曲部分の位置をずらす等の工夫により、空間を広めに確保してはどうでしょうか。

(設計事務所)

検討します。

(委員)

高齢化が進む地域社会では、高齢者はサービスの受け手であるだけでなく、自らが受けた恩恵を地域に返していく気構えを持つことも求められます。高齢者センターの役割として、高齢者が地域貢献に取り組むための支援をお願いします。

(高齢社会対策課長)

若々しく日々を過ごされている方は増えており、実は75歳未満で要介護認定を受けてい

る方は5%未満です。区としても、お元気な方には、地域を支える側にまわっていただきたいと考えています。

既に地域で様々な活動をしている方もおられますが、これからやってみたいと思っておられる方が参加しやすい仕組みづくりを進めていきます。高齢者センターはそのための拠点機能としての役割を果たせるようにしていきたいと考えています。

（委員）

資料2では、東棟、集会室の南面はガラスと記載されていますが、全面をガラス貼りとしてしまうと、外から見えてしまい落ち着かないため、配慮をお願いします。

（設計事務所）

資料2は平面図のため、ガラスを貼る面の高さについては設定されていません。仕様を決定する際には、利用方法等の想定から、ガラス部分の大きさ、高さを検討していく必要があります。

（委員）

渡り廊下の幅員は現状よりも広げることは可能でしょうか。

（設計事務所）

高速道路橋脚の保守を円滑に行うため、道路管理者との協議が必要となります。

（高齢社会対策課長）

関越自動車道高架下活用施設全体に共通した課題と考えています。懇談会でいただいた要望を持って道路管理者との協議に臨むつもりです。協議の結果、修正が必要となる場合があります、区としても、可能な限り広げられるよう配慮します。

（委員）

今後の介護保険制度改正により、要支援者の位置づけが変わる可能性があります。これに対し、高齢者センターという施設において何らかの配慮の必要性はあるのでしょうか。

（高齢社会対策課長）

高齢者センターは、デイサービスセンター等の介護保険サービスを行う施設ではないため、直接的な関わりはありません。制度改正により新たな受け皿が必要となる場合は、区内の各種施設全体で対応していくことになります。

しかし、健康増進や介護予防といった事業は、高齢者センターにおいても積極的に推進していく必要があります。

（委員）

建物北側のファサードへの配慮についてはどのように考えているのでしょうか。

（設計事務所）

建物北側は、建物基礎部分を合せると2階建てほどの高さになるため、圧迫感を感じないよう工夫する必要があります。

可能な限り地盤面との高低差を少なくするほか、緑地帯等を効果的に配置し、近隣住民や歩行者等の目に優しい形状を目指します。

（委員）

住民説明会での意見中に「西側オープンスペースを本施設のゲート性のあるデザインに」という要望がありますが、具体的な対応案はありますか。

（設計事務所）

敷地全体の入口部分として、ふさわしいサインを設ける等、検討していきます。

（委員）

高架下活用施設全体および近隣他施設を含め、連携された一つのシステムとしての運用を目指してほしいと思います。

（高齢社会対策課長）

高架下活用施設同士、また近隣施設との連携は必要であると考えています。

（委員）

思い切った緑化をお願いします。反対している方々への明確な回答にもなると考えます。緑地の維持管理を利用者サークルと協働して行う等、高齢者センターならではの仕組みを考えていただけるようお願いいたします。

（高齢社会対策課長）

緑化は高架下活用施設全体を通じた問題として検討させていただきます。

（委員）

既存施設では、利用者数の増に対し、物理的な制約のため場所の取合いが発生しています。センターで活動ノウハウを培ったサークルが地域へ出ていく仕組みも考える必要があると思います。

（高齢社会対策課長）

既存施設である豊玉高齢者センター利用者の1割弱は大泉地域の方です。今回の整備によ

り、既存施設の混雑緩和にもつなげていきたいと考えています。

(委員)

音に対する感覚は個人差がありますが、可能な限り騒音防止に配慮してください。

(高齢社会対策課長)

こちらを高架下活用施設全体を通じた問題として検討させていただきます。

(設計事務所)

個人ごとの感覚への配慮する一方で、数値的な掘り所についてもしっかりと検討していく必要があると考えています。

(福祉部長)

以上で、第三回高齢者センター部会を終了します。

8 次回開催予定

日時 平成25年11月27日(水)午後2時～午後4時

会場 練馬区立大泉町地域集会所